

平成29年(ワ)第164号,平成30年(ワ)第55号

福島原発避難者損害賠償請求事件(第三陣訴訟)

原告 猪狩弘道 外 163名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(19)

(直接賠償手続の実態に関する主張)

2021(令和3)年9月1日

福島地方裁判所いわき支部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

同 弁護士 小野寺 利 孝

同 弁護士 広 田 次 男

同 弁護士 大 川 隆 司

同 弁護士 菊 地 修

同 弁護士 米 倉 勉

同 弁護士 笹 山 尚 人

同 弁護士 小野寺 宏 一

外



第1 はじめに

東電準備書面12、13は、東京電力による直接賠償手続の一般的手続きを主張するものであるが、被告の主張内容は、実際に行われた直接賠償の手続きの流れの中の一部の手続きを恣意的に削除して説明をするものである。

原告ら避難者が、実際に行った直接賠償の手続きは、被告が主張するような簡易な手続きではなく、避難者の避難生活に対して配慮することなく、数多くの請求書類や疎明資料の提出が求められるという避難者に多大な負担を強いるものであった。そのため、避難者の多くは、被告が申請書類を膨大なものにして、避難者の申請の気持ちをくじくことを意図して作られたと感じて

いた。

また、当該支払いは避難者に対する賠償にもかかわらず、被告は「補償金の支払い」として、避難者に一連の請求書を送付しており、このことも被告の本件事故の加害者としての認識や責任の欠如を如実に表すものであった。

被告の直接賠償請求がいかに負担の大きいものであったかについて、以下詳述する。

第2 避難者の生活状況

そもそも避難者は苛酷な避難生活の中、膨大でかつ煩雑な直接請求の手続きを行うことを強いられていた。

例えば、第1次請求に係る請求書が避難者に送付された当時、避難者の多くは当面の生活の拠点すらまともに決まっていなかった状況であった。避難者の中には、未だ体育館等の避難所で生活をしており仮設住宅にすら入居が決まっていなかった者もいた。もちろん、当面の落ち着き先すら定まっていなかった環境のもとでは、生活再建のために仕事を始めることも困難な状況であった。

また、避難者は、着のみ着のままでの避難を強制され、生活の丸ごとを奪われたのであるから、当面の生活の目途すら立っていない状況であった。このような状況であったため、被告から直ちに賠償金を受け取らなければ、当面の生活すら成り立たない状況であった。そのため、被告の提示する合意内容に不服があったとしても、当面の生活のための資金を得るためには、合意をせざるを得なかった。

第1次請求以降の直接賠償請求についても、そもそも古里の避難指示解除の時期や、生活再建の時期が明らかでないなか、避難者たちは、古里に戻る戻らないの葛藤を抱えながら避難生活を続けていた。

避難者に対する誹謗中傷が故に、避難先を転々としなければならなくなった避難者や、避難生活により家族と一緒に暮らせなくなり、複数の住居を構え、離れて暮らさなければならなくなった避難者も多数存在していた。

また、避難者は古里での生活そのものを丸ごと奪われたのであり、直接賠償は、避難者が生活再建の目途すらたたない環境の下で行われていることを忘れてはならない。

第3 請求書の入手方法

避難者は、現在の避難先について、事前に被告に通知をしており、避難先が変更になる度に被告に対し、避難先を届け出していた。しかしながら、本賠償のための請求書は、そのすべてが、被告から当然に避難者に交付されるものではなかった。避難者が、被告のコールセンターに連絡をし、賠償請求を希望する

費目についての請求書の送付を依頼しなければ入手できない請求書もあった。

請求書の送付を依頼する都度、避難者はコールセンターに電話をし、そこで、本人確認等の手続きをされなければならなかった。また、コールセンターは24時間対応ではなかったため、日中借上げ住宅を探し回ったり、親の介護、仕事等で奔走したりしている避難者にとって、コールセンターへの連絡は容易なものではなかった。

何より、被告の直接請求手続きは、資料収集をし、請求書や添付資料を作成する等、避難者が積極的に請求手続きをしなければ賠償の一切を受けられないため、避難先での過酷な生活や両親の介護等で疲れ切っていた避難者や高齢の避難者にとって、負担の大きい手続きであった。

何より、被告がどのような費目について賠償を開始したのかを把握できなければ、避難者は賠償手続きを行うことができない仕組みであった。そのため、避難者の中には、避難先で十分な情報を得られなかったため、直接請求の手続きが始まっていることすら知らない者もいた。

このように直接請求は、賠償請求の仕組みが複雑でかつ、避難者が積極的に働き替えをしなければならない仕組みであった。そのため、事故後10年経った現在でも、直接賠償が済んでいない世帯は多数存在し、かつ、複雑さゆえに直接賠償を断念せざるを得なかった避難者も存在する。

第4 本賠償手続

1 請求の作成及び必要事項の準備

本賠償は、被告から避難者に対して、いわゆる「請求パック」と言われる、請求書一式が送付される。

例えば、第1次賠償において配布された請求パックは次のようなものであった。

- ① ご被害者のみなさまへ（甲69の1）
- ② 書類送付のご案内（甲69の2）
- ③ ご請求者さまの情報（請求者世帯の情報を記入する書式）（甲69の3）
- ④ 避難履歴（請求者世帯の避難履歴を記入する書式）（甲69の4）
- ⑤ 補償金ご請求書類（個人さま用）（甲69の5）
- ⑥ 各種証明書類（被告が作成した証明書類の書式）（甲69の6）
- ⑦ 同意書（提出用及び控）（甲69の7）
- ⑧ 補償金請求書（提出用及び控）（甲69の8）
- ⑨ 補償金請求のご案内（ダイジェスト版）（甲69の9）
- ⑩ 補償金請求のご案内（個人さま用）（甲69の10）
- ⑪ 補償金対象期間等のお知らせ（甲69の11）

⑫ 補償金ご請求の流れ（甲 69 の 12）

⑬ レターパックもしくは返信用封筒

避難者が、被告に対して直接請求を行う際は、どの費目についてどのような賠償が可能かを「補償金ご請求の案内」から調べなければならない。そのために、避難者はこれらの冊子を読み込まなければならなかった。直接賠償手続においては、賠償項目ごとに様々な資料の添付が必要であることから、どのような資料の提出が必要かを、冊子を読み込んで調べなければならなかった。

しかしながら、この冊子は補償金請求書の記載方法を解説した冊子にも関わらず、単独で 156 頁もの分量があり、手続に不慣れな避難者にとって、理解が困難な内容であった。

また、被告に対して請求を行う際は、請求書を記入するだけでは足りず、補償金ご請求書類というタイトルの合計 54 頁の冊子の所定欄に、請求内容を記載しなければならなかった。

このように請求手続が複雑なため、自分では手続きができない避難者が多発した。そのため、自治体が直接請求手続に対する相談窓口を設置しなければならない事態に発展した。また、各地の弁護士会、司法書士会等にも相談が殺到し、専門の相談窓口を設置するに至り、国会の答弁においても、被告の賠償手続きの煩雑さや対応の不誠実さがは問題となった（甲 70、甲 71）。

2 請求書類の提出

被告に対して、賠償金の請求を行う際、避難者は次のような書類の提出を求められた。

- ① ご請求者さまの情報
- ② 同意書
- ③ 避難履歴
- ④ 補償金ご請求書類（冊子そのまま送付する。）
- ⑤ 補償金請求書
- ⑥ 賠償項目ごとの証明資料

賠償請求については、請求受付開始日より 2 か月程度を目処に被告に請求手続を行うことが求められていた（甲 69-10 155 頁）

必要な添付書類等については、この案内にも十分な記載がないため、避難者は、賠償請求を行うごとに何度もコールセンターに連絡をし、どのような資料が必要であるかの確認をしなければならなかった。

添付資料の取得、作成についても避難者は苦勞をした。例えば、被告に

対して直接請求を行う場合は、請求費目にかかわらず、前記の請求パックのうちの②ご本人さまの情報③避難経緯⑥同意書の提出をしなければならなかった。そして、②ご本人さまの情報には、住民票の写しを添付しなければならなかった。

しかしながら、住民票を取得するにも、初期の混乱期では各地の役所も十分に機能していなかったため、簡単には取得できなかった。

他にも、就労不能損害を請求したくても、雇用主の避難先がわからない、社員証を探しに自宅に戻ろうにも自宅へ立ち入ることができない、動物に自宅が荒らされているので社員証等がどこにあるのかわからなくなってしまった、書類を探そうにも放射線量が高いので短時間しか自宅に滞在できない、そもそも自宅から物の持ち出しが禁止されている等の苦労があった。

避難所や狭い仮設住宅での生活の中では、避難先で購入したものの資料等を保管するスペースは無かったため、疎明資料を保管することも困難であった。また、請求書に添付するための資料（直接請求の際、被告より、避難先で購入した物品の一覧や詳細な損害品の目録、裁判資料のような損害品目録等の作成を求められた（甲 A72 賠償金 ご請求書 解説 家財（個別）27頁以下）を作る際も、全世帯がパソコンを使える、避難先にパソコンやプリンターがあるという状況ではなかった。そのため、避難者は実際に被った損害のすべてを直接請求の中で被告に請求することは出来なかった。

さらに、直接請求の手続は、世帯ごとに行わなければならなかった。しかしながら、避難の過程で家族が離散する例は少なくなかったため、その請求方法も被害実態に合わないものであった。

3 被告による請求書の精査、確認

このように避難者が苦労して作成した請求書を取得した被告は、請求書記載の請求内容と添付の証拠を精査したうえで、避難者に対して結果の通知を送付する。

必要な証拠が不足していた時は、被告から、書面または電話で書類の追完が指示された。そして、被告の指定する証拠資料を準備できなかったときは、当該損害について賠償は認められなかった。

例えば、避難所や避難先のホテルで生活するために購入した食器等もその他の損害として賠償請求をすることができたが、賠償が認められるためには、レシートや領収書に購入した物品すべての商品名が記載されている必要があり、商品名の記載がないものについては、賠償の対象に

ならなかった。商品名の記載のないレシート等を提出した避難者に対しては、被告より、商品名を明示したレシートや領収書の提出を求められた。そのため、わざわざ商品を購入した店舗に行き、購入した商品名をすべて記載した領収書の再発行を求めなければならなかった。

また、テレビや冷蔵庫といった家電や、家具家電といった物品について被告は、被害実態に関わらず、賠償の範囲を制限していた（甲 A73 賠償項目「その他」に関するよくいただく質問）。

被告の対応も一貫していなかったため、被告のコールセンター職員の指示に従って作成した書類についても、記載内容に不備があるとして、修正を求められたり、資料の追完を求められたりした。また、必死で苦勞して書類を収集しても賠償が認められないことすらあった。

4 審査結果の通知

審査が終わると、被告が賠償に合意した金額や費目について記載のある結果通知書と算定明細書が被告より原告に送付される。これに合わせて、被告の合意内容が記載された合意書が避難者の手元に送付される。

避難者は、合意書を被告に送付することによって、合意書記載の賠償を受けることができている。しかしながら、この合意書にはすべての項目で算定された金額の合計額しか記載されていなかった。

そのため、避難者には、被告の提案内容にすべて合意するか、一切の賠償をうけないかのどちらかしか選択できない構造になっていた。

避難者は、当面の生活費を手に入れるため被告の提示内容に合意をせざるを得ず、まさに、被告の意思のみが反映される一方的な手続きであった。

第5 結語

以上のように、被告による直接賠償の手続きは、避難者が過酷な避難生活の中で、避難者の負担の下で行われた手続きであり、被告の主張するような、被害者の便宜のために行った簡易な手続きではなく、専門家でも困惑するほど複雑なものであった。そして賠償の範囲についても、被告において賠償の対象や範囲を制限していたために、賠償の範囲も限定的なものであった。したがって、被告の主張する直接賠償手続きは、避難者の損害を十分に填補するものではなかったのであるから、本件において賠償金の過払いは発生する余地はない。

本件における被告の弁済の抗弁の主張は、被告が本件原発事故の被害の重大性、広範性を認識しつつ、原告らに主張立証の負担を課すことで、不当に賠償額を引き下げる目的で行われたものである。また、従前行われた、直接

請求やADRを蒸し返すものであり、不当に手続きを遅延させ、避難者の救済を阻むものであり、決して許されるものではない。

被告の主張は、まさに本件事故の責任とは向き合わず、避難者に対し不誠実な対応を続けてきたという、被告の賠償態度の悪質性の現れである。

以上